

総合型 訪問型サービスの利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です。ただし、介護予防サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ		基本利用料 ※(注2)参照	利用者負担金（自己負担1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※(注2)参照
訪問型サービス/221	標準的な内容の指定相当	2,870円	287円
訪問型サービス/222	1か月あたりの回数を定めた生活援助が中心の場合（所要時間20分以上45分未満）	1,790円	179円
訪問型サービス/223	1か月あたりの回数を定めた生活援助が中心の場合（所要時間45分以上）	2,200円	220円
訪問型サービス/2	短時間の身体介護中心である訪問型サービスを利用した場合	1,630円	163円
訪問型サービス/211	1週間に1回程度利用で月5回以上利用した場合	11,790円	1,179円
訪問型サービス/212	1週間に2回程度利用で9回以上利用した場合	23,490円	2,349円
訪問型サービス/213	1週間に2回を超える程度利用で13回以上利用した場合	37,270円	3,727円

(注1) 訪問型サービスの費用については、基本的に1回当たりの金額により算定しますが、1回当たりの金額により算定した1月当たりの基本利用料の合計が、週に1回程度利用の場合（月5回以上）1,176円を超えた場合、1週間に2回程度利用の場合（月9回以上）23,490円を超えた場合、1週間に2回を超える利用場合（月13回以上）37,270円を超えた場合には、1月当たりの金額で、それぞれ1,176円、23,490円、37,270円となります。

(注2) 上記の基本利用料は、市町村が要綱等で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注3) 上記本文にも記載のとおり、介護予防サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

（上段は1割負担額。下段は2割負担額。）

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金

			(自己負担1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円
生活機能向上連携加算	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	1,000円	100円
介護職員処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金(基本料金+各種加算減算)の24.5%	
介護職員処遇改善加算Ⅱ※	※加算Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金(基本料金+各種加算減算)の22.5%	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者に行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
サービス提供責任者体制の減算	介護職員初任者研修課程修了者(介護職員基礎研修課程修了者等を除く)をサービス提供責任者として配置している場合	上記基本部分の70%